

電気料金メニュー定義書等の変更に関するお知らせ

当社は平成29年4月1日、以下の通り電気料金メニュー定義書等を一部変更します。それにともない、電気事業法にもとづきその内容をお知らせします。

■変更の対象となる電気料金メニュー定義書等

電気料金メニュー定義書（ずっとも電気1、ずっとも電気2、ずっとも電気3）
キャッシュバックキャンペーン（東京ガスエネルギー・代理店）

■変更のポイント

- ・ 電気料金メニューの適用期間に関する内容等を変更しました。
- ・ キャッシュバックキャンペーンにおける対象月数のカウント方法等を変更しました。
- ・ 電気料金単価に変更はありません。
- ・ 以下の変更内容にご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。

①全ての電気料金メニューの適用期間を、適用開始日からその日以降に到来する3月31日までとします。特段のお申し出がない限り、翌日である4月1日から新たに適用期間が継続します。

②キャッシュバック対象となる月数のカウント方法を「1ヶ月に満たない端数は切り捨て」から「契約期間が1日以上月内に掛かれば対象」へ変更します。

以上